

2010年3月12日
郵便事業株式会社

青い鳥郵便葉書の無償配布

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）は、重度の身体障がい者の方及び重度の知的障がい者の方で、それぞれ配布をご希望された方に、青い鳥がデザインされたオリジナル封筒に通常郵便葉書をお入れした「青い鳥郵便葉書」を、無料で配布いたします。

「青い鳥郵便葉書の無償配布」は、厚生労働省が提唱している身体障害者福祉協調運動にあわせて、昭和51年度から、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、実施しております。

1 配布の対象

重度の身体障がい者（1級又は2級の方）

重度の知的障がい者（療育手帳に「A」（又は1度、2度）と表記されている方）

2 受付期間

平成22（2010）年4月1日（木）から平成22（2010）年5月31日（月）まで

3 配布葉書

通常郵便葉書（「無地」、「インクジェット紙」又は「くぼみ入り※」）

※くぼみ入り通常郵便葉書は、目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした葉書です。

4 配布枚数

お一人につき20枚

5 申出の方法

(1) 郵便局などでの申出方法

郵便局での申出を希望される方は、住所又は居所のお近くの郵便局（簡易郵便局を除く。）又は郵便事業株式会社の支店に身体障害者手帳又は療育手帳を提示し所定の用紙（別紙）に必要事項を記入して提出してください。

なお、代理の方が提出いただいても結構です。

また、申込みに必要な用紙は、郵便局（簡易郵便局を除く。）、郵便事業株式会社の支店、福祉事務所及び児童相談所の窓口にて備え付けてあります。

(2) 郵送での申出方法

郵送での申出を希望される方は、別紙「整理票」又は「青い鳥郵便葉書配布申込書」と明記した適宜の用紙に、手帳の種類、手帳番号、級別又は程度、住所又は居所及び氏名を記入し、住所又は居所のお近くの郵便局（簡易郵便局を除く。）又は郵便事業株式会社の支店に郵送してください。

6 配布の方法

4月20日(火)以降、身体障がい者又は知的障がい者の住所又は居所の集配を受け持つ郵便事業株式会社の支店から郵送します。

また、4月20日(火)以降、申出者の住所又は居所の集配を受け持つ郵便事業株式会社の支店に直接申し込まれた場合は、その場でお渡しします。

以 上